

ドローンの飛行ルールについて

ドローンを飛行させようと考えている方にお知らせです！



ドローンは法律により、飛行が禁止されている空域があり、どこでも飛行させることができるわけではありません！

★ 小型無人機等飛行禁止法

指定された対象施設の敷地・区域やその周囲おおむね300mの上空は飛行が禁止されています。(重さは関係ありません。)

⊗ 飛行禁止対象施設(県内)

福岡空港



航空自衛隊春日基地、築城基地



★ 航空法

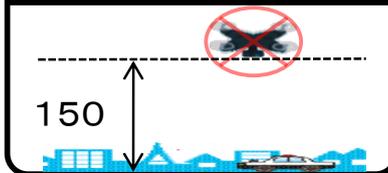
飛行禁止空域が定められており、同空域でドローンを飛行させたい場合は、国土交通大臣の許可が必要となります。

⊗ 飛行禁止空域

空港等の周辺



150m以上の上空



人口集中地域の上空



飛行の方法により、国土交通大臣の承認が必要となる場合もあります。

- 夜間飛行
- 目視外飛行
- イベント上空飛行
- 物件投下 等

禁止・遵守事項

- ① 飲酒時の操縦禁止
- ② 危険な飛行禁止
- ③ 飛行前点検の遵守
- ④ 衝突予防の遵守

詳細については、
福岡県警察ホームページ(ドローンの飛行ルールについて)
をご確認ください。

<https://www.police.pref.fukuoka.jp/keibi/keibi/drone.html>

